

【提出部数：正副2部】

## 適合証明申請書類一覧（開発許可等を受けたもの）

	添付書類	説明等	備考	チェック
1	開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	久喜市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則・様式第24号		
2	委任状		本人申請不要	
3	土地利用計画図（配置図）	杭間距離、計画建築物等の配置、公共施設（※1）、接続道路概要（※2）等を記入 既存建築物がある場合は、既存建築物の建築面積・延床面積を記入		
4	排水施設計画平面図	排水経路：青色等で着色（土地利用計画図に併記可）		
5	給水施設計画平面図	給水経路：青色等で着色（土地利用計画図に併記可）	自己居住用は不要	
6	計画建築物等の平面図・立面図	建ぺい率、容積率を記入		
7	計画建築物等の建築面積・延床面積が分かる書類	求積図・求積表等		
8	開発許可通知書、変更許可通知書、建築許可通知書の写し	法29条許可、法35条の2許可、法42条1項ただし書許可の場合は、開発登録簿の写しでも可（※3）		
9	案内図			
10	開発行為に関する工事の検査済証の写し	開発登録簿の写しでも可（※3）	検査済証の交付を受けている場合	
11	排水施設構造図		許可時の設計と異なる場合（※4）	
12	雨水処理計算書			
13	排水の放流等に関する書類	道路・水路占用許可書、放流承認書等の写し	必要に応じて（※5）	
14	土地全部事項証明書	申請時以前6ヶ月以内	許可後に分合筆をした場合	
15	公図の写し			
16	その他必要とする書類		必要が認められる場合	

添付図書については、当一覧表中「説明等」によるほか、「都市計画法に基づく開発許可制度の解説（令和6年10月版）」（通称：赤本）第2編 第1章 開発許可申請等の作成及び手続（P392～）に基づき作成すること。

※1 排水：青色等で着色、公園等：緑色等で着色

※2 接続先道路については、市道番号、幅員及び建築基準法の扱いを記入。

開発登録簿の写しは、都市計画課にて1部520円で交付。

※4 開発許可を受けている場合は、開発行為に関する工事の検査済証の交付を受けていないと、設計の変更はできません。

※5 浄化槽の人槽を変更する場合等。

（例）開発許可時は5人槽の放流許可を受けたが、適合証明申請時に7人槽に変更する場合。